

○資金決済に関する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令

一	銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）	1
二	長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）	12
三	信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）	24
四	協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）	32
五	保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）	40
六	証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）	53
七	金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）	54
八	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）	57
九	内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）	58
十	内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）	59
十一	金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）	62
十二	金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）	63

一 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改 正 案

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

第一条の三 法第二条第十一項（法第三条の二第二項、第十六条の三第八項、第五十二条の二の十一第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第八項及び第五十三条第五項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条第二項並びに第十七条の二第十一項、第十七条の五第五項、第十七条の七第三項、第三十四条の十第六項、第三十四条の十六第九項、第三十四条の十九第五項、第三十四条の二十一第三項、第三十四条の二十九第三項、第三十四条の三十第三項、第三十四条の三十一第三項及び第三十五条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、第五章、第八章（第三十四条の二十六を除く。）及び第九章において同じ。）とする。

一〇四（略）

254（略）

現 行

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

第一条の三 法第二条第十一項（法第三条の二第二項、第十六条の三第八項、第五十二条の二の十一第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第八項及び第五十三条第五項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条第二項並びに第十七条の二第十項、第十七条の五第五項、第十七条の七第三項、第三十四条の十第六項、第三十四条の十六第九項、第三十四条の十九第五項、第三十四条の二十一第三項、第三十四条の二十九第三項、第三十四条の三十第三項、第三十四条の三十一第三項及び第三十五条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、第五章、第八章（第三十四条の二十六を除く。）及び第九章において同じ。）とする。

一〇四（略）

254（略）

(業務の代理又は媒介)

第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

二の二 資金移動業者(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。第七條の三第二項第一号の四において同じ。)が営む資金移動業(同法第二条第二項に規定する資金移動業をいう。同号において同じ。)の代理又は媒介

三〇七 (略)

(専門子会社の業務等)

第十七条の二 法第十六条の二第二項第二号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 次条第一項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

二 次条第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第十九号から第二十三号までに掲げる業務については証券子会社等(法第十六条の二第二項第六号に規定する証券子会社等をいう。)を有する場合には限り、次条第二項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等(法第十六条の二第二項第七号に規定する保険子会社等をいう。次項第三号及び第三項第五号において同

(業務の代理又は媒介)

第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(新設)

三〇七 (略)

(証券専門会社等の業務等)

第十七条の二 (新設)

じ。)を有する場合に限り、次条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については銀行が信託兼営銀行（法第十六条の二第二項第八号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。

）である場合又は信託子会社等（法第十六条の二第二項第八号に規定する信託子会社等をいう。以下同じ。）を有する場合に限る。<sup>9</sup>

2|

法第十六条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次条第一項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

三 次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等を有する場合に限り、次条第

1|

法第十六条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次条第一項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として銀行、その子会社又は第三項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

三 次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については法第十六条の二第二項第七号に規定する保

二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、銀行が信託兼営銀行である場合又は信託子会社等を有する場合に限る。

3| 法第十六条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一〜四 (略)

4| 五 次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等を有する場合に限り、同項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については銀行が信託兼営銀行である場合又は信託子会社等を有する場合に限る。

4| 法第十六条の二第一項第十一号及び第七項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該銀行の銀行持株特定子銀行（当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社（銀行又は法第五十二条の二十三第一項第一号若しくは第六号に掲げる会社）に限り、当該銀行及びその特定子銀行（当該銀行の子会社のうち、法第十六条の二第一項第一号から第二号の二まで又は第七号に掲げる会社をいう。次号及び第四号

除子会社等を有する場合に限り、次条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、銀行が法第十六条の二第二項第八号イに規定する信託兼営銀行（以下「信託兼営銀行」という。）である場合又は同号に規定する信託子会社等（以下「信託子会社等」という。）を有する場合に限る。

2| 法第十六条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一〜四 (略)

3| 五 次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第十六条の二第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、次条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については銀行が信託兼営銀行である場合又は信託子会社等を有する場合に限る。

3| 法第十六条の二第一項第十一号及び第七項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該銀行の銀行持株特定子銀行（当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社（銀行又は法第五十二条の二十三第一項第一号若しくは第六号に掲げる会社）に限り、当該銀行及びその特定子銀行（当該銀行の子会社のうち、法第十六条の二第一項第一号、第二号又は第七号に掲げる会社をいう。次号及び第四号において同

において同じ。)を除く。)をいう。第四号において同じ。)

二〇四 (略)

5| 9| (略)

10| 法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第十六条の二第一項第三号に規定する証券専門会社(以下「証券専門会社」という。)、同項第四号に規定する証券仲介専門会社(以下「証券仲介専門会社」という。)、又は同項第八号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社(銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。)、及び同項第六号に規定する信託専門会社(以下「信託専門会社」という。)、又は同項第十号に規定する信託業を営む外国の会社(銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。)、を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第二十四号から第三十四号までを除く。)(に掲げる業務を営むもの(子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第五号、第五号の二、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下同じ。)

二 (略)

じ。)を除く。)をいう。第四号において同じ。)

二〇四 (略)

4| 8| (略)

9| 法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として銀行、その子会社又は第三項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第十六条の二第一項第三号に規定する証券専門会社(以下「証券専門会社」という。)、同項第四号に規定する証券仲介専門会社(以下「証券仲介専門会社」という。)、又は同項第八号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社(銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。)、及び同項第六号に規定する信託専門会社(以下「信託専門会社」という。)、又は同項第十号に規定する信託業を営む外国の会社(銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。)、を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第二十四号から第三十四号までを除く。)(に掲げる業務を営むもの(子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第五号、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下同じ。)

二 (略)

三 信託専門会社又は法第十六条の二第一項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第三号から第五号の二まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第十六条の二第一項第二号の二、第十一号又は第十二号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五〇七（略）

11 法第二条第十一項の規定は、第七項及び第八項に規定する議決権について準用する。

（銀行の子会社の範囲等）  
第十七条の三（略）

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 銀行、長期信用銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（

三 信託専門会社又は法第十六条の二第一項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号から第五号まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第十六条の二第一項第十一号及び第十二号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五〇七（略）

10 法第二条第十一項の規定は、第六項及び第七項に規定する議決権について準用する。

（銀行の子会社の範囲等）  
第十七条の三（略）

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 銀行、長期信用銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（

第一号の五に掲げる業務を除く。)の代理又は媒介

一の二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業(第一号の五に掲げる業務を除く。)、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業(第一号の五に掲げる業務を除く。)又は農林中央金庫の業務(第一号の五に掲げる業務を除く。)の代理又は媒介

一の三 (略)

一の四 資金移動業者が営む資金移動業の代理又は媒介

一の五 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第二号に掲げるものを除く。)

一の六〇八 (略)

九 資金決済に関する法律第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの手段を販売する業務

十 削除

第一号の四に掲げる業務を除く。)の代理又は媒介

一の二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業(第一号の四に掲げる業務を除く。)、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業(第一号の四に掲げる業務を除く。)又は農林中央金庫の業務(第一号の四に掲げる業務を除く。)の代理又は媒介

一の三 (略)

一の四 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第二号に掲げるものを除く。)

一の五 削除

一の六〇八 (略)

九 前払式証券の規制等に関する法律(平成元年法律第九十二号)第二条第四項に規定する自家発行型前払式証券を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者発行型前払式証券を発行する業務又はこれらの証券を販売する業務

十 特定の販売業者又は役務提供者(以下この号において「販



十一～三十九 (略)

3～9 (略)

(法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由)  
第十七条の六 法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～八 (略)

九 第十七条の二第八項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十・十一 (略)

「売業者等」という。) から商品若しくは権利を購入し、又は役務の提供を受けることができる金額(金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号において同じ。) 又は数量の情報を、これを利用して商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下この号において「利用者」という。) から当該金額又は数量に応ずる対価を得て、電気通信回線に接続している自らの使用に係る電子計算機に記録し、又は当該利用者の使用に係る電子計算機に送信し、当該利用者が当該売業者等から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けた場合に、これに応ずる金銭を当該売業者等に交付する業務

十一～三十九 (略)

3～9 (略)

(法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由)  
第十七条の六 法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～八 (略)

九 第十七条の二第七項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十・十一 (略)

2・3 (略)

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の十六 法第五十二条の二十三第一項第十号及び第六項に規定する主として銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 当該銀行持株会社の銀行持株会社集団及び次に掲げる者

イ 第十七条の二第四項第四号に掲げる者

ロ・ハ (略)

2・3 (略)

4 法第五十二条の二十三第一項第十一号及び第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社は、第十七条の二第六項に規定する株式会社とする。

5〜7 (略)

8 法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第十七条の三第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は、金融庁長官が定める基準により主として銀行、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第五十二条の二十三第一項第七号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業

2・3 (略)

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の十六 法第五十二条の二十三第一項第十号及び第六項に規定する主として銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 当該銀行持株会社の銀行持株会社集団及び次に掲げる者

イ 第十七条の二第三項第四号に掲げる者

ロ・ハ (略)

2・3 (略)

4 法第五十二条の二十三第一項第十一号及び第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社は、第十七条の二第五項に規定する株式会社とする。

5〜7 (略)

8 法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第十七条の三第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は、金融庁長官が定める基準により主として銀行、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第五十二条の二十三第一項第七号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業

を営む外国の会社に該当するものを除く。)及び信託専門会社又は同項第九号に規定する信託業を営む外国の会社(銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。)を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号(第二十四号から第三十四号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第五号、第五号の二、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下同じ。)

二 (略)

三 信託専門会社又は法第五十二条の二十三第一項第九号に規定する信託業を営む外国の会社(銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。)を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号(第十九号から第三十四号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第三号から第五号の二まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。)

四 法第五十二条の二十三第一項第一号の二、第十号及び第十一号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号(第十九号から第三十四号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

を営む外国の会社に該当するものを除く。)及び信託専門会社又は同項第九号に規定する信託業を営む外国の会社(銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。)を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号(第二十四号から第三十四号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第五号、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下同じ。)

二 (略)

三 信託専門会社又は法第五十二条の二十三第一項第九号に規定する信託業を営む外国の会社(銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。)を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号(第十九号から第三十四号までを除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第十六条の二第一項第一号から第五号まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。)

四 法第五十二条の二十三第一項第十号及び第十一号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号(第十九号から第三十四号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

9 五  
七  
(略) (略)

9 五  
七  
(略) (略)

二 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改正案	現行
<p>（営業の免許の申請等）</p> <p>第一条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 当該株式会社が子会社等（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号。以下「令」という。）第五条において読み替えられた法第十七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第三条第六号、第四条の二第一項、第四条の二の四第二項第三号、第四条の二の七第二項、<u>第四条の三第五項</u>、<u>第四条の五第二項第十八号</u>、<u>第五条の六第二項</u>、<u>第二十五条の二の二第三号</u>、<u>第二十五条の二の四から第二十五条の二の十五まで</u>、<u>第二十五条の十六第四号</u>、<u>第二十五条の二十二第二項及び第二十六条の二の十二第二号ハを除き</u>、以下「銀行法」という。）<u>第十三条第二項前段に規定する子会社等又は銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいづれかに該当するものをいう。</u>以下ホ及び第三項第三号を除き、この条において同じ。）を有する場合に</p>	<p>（営業の免許の申請等）</p> <p>第一条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 当該株式会社が子会社等（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号。以下「令」という。）第五条において読み替えられた法第十七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第三条第六号、第四条の二第一項、<u>第四条の二の四第二項第三号</u>、<u>第四条の二の七第二項</u>、<u>第四条の三第四項</u>、<u>第四条の五第二項第十八号</u>、<u>第五条の六第二項</u>、<u>第二十五条の二の二第三号</u>、<u>第二十五条の二の四から第二十五条の二の十五まで</u>、<u>第二十五条の十六第四号</u>、<u>第二十五条の二十二第二項及び第二十六条の二の十二第二号ハを除き</u>、以下「銀行法」という。）<u>第十三条第二項前段に規定する子会社等又は銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいづれかに該当するものをいう。</u>以下、ホ及び第三項第三号を除き、この条において同じ。）を有する場合に</p>

は、次に掲げる書面

イ〜ホ (略)

四 (略)

2・3 (略)

(業務の代理又は媒介)

第四条 法第六条第三項第五号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・一の二 (略)

一 の三 資金移動業者(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。第四条の五第二項第一号の四において同じ。)が営む資金移動業(同法第二条第二項に規定する資金移動業をいう。同号において同じ。 )の代理又は媒介

一 の四 (略)

二〜五 (略)

(専門子会社の業務等)

第四条の三 法第十三条の二第二項第二号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 第四条の五第一項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

には、次に掲げる書面

イ〜ホ (略)

四 (略)

2・3 (略)

(業務の代理又は媒介)

第四条 法第六条第三項第五号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・一の二 (略)

(新設)

一 の三 (略)

二〜五 (略)

(証券専門会社等の業務等)

第四条の三 (新設)

二 第四条の五第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第十九号から第二十三号までに掲げる業務については証券子会社等（法第十三条の二第四項第六号に規定する証券子会社等をいう。）を有する場合に限り、第四条の五第二項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等（法第十三条の二第四項第七号に規定する保険子会社等をいう。次項第三号及び第三項第五号において同じ。）を有する場合に限り、第四条の五第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等（法第十三条の二第四項第八号に規定する信託子会社等をいう。以下同じ。）を有する場合に限る。

2 | 法第十三条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第四条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第四条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 第四条の五第一項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行、

1 |

法第十三条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第四条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第四条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 第四条の五第一項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行、

その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの。

三 第四条の五第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等を有する場合に限り、第四条の五第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

3| 法第十三条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一〜四（略）

五 第四条の五第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等を有する場合に限り、同項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

4| 法第十三条の二第一項第十一号及び第九項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該長期信用銀行の長期信用銀行持株特定子銀行（当該長期信

その子会社又は第三項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの。

三 第四条の五第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第十三条の二第四項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第四条の五第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については法第十三条の二第四項第八号に規定する信託子会社等（以下「信託子会社等」という。）を有する場合に限る。

2| 法第十三条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一〜四（略）

五 第四条の五第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第十三条の二第四項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第四条の五第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

3| 法第十三条の二第一項第十一号及び第九項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該長期信用銀行の長期信用銀行持株特定子銀行（当該長期信



用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社の子会社（長期信用銀行又は法第十六条の四第一項第一号若しくは第六号に掲げる会社に限り、当該長期信用銀行及びその特定子銀行（当該長期信用銀行の子会社のうち、法第十三条の二第一項第一号から第二号の二まで又は第七号に掲げる会社をいう。次号及び第四号において同じ。）を除く。）をいう。第四号において同じ。）

二〇四（略）

51  
91（略）

10| 法第十三条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第十三条の二第一項第三号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）、同項第四号に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）、又は同項第八号に規定する有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）及び同項第六号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）、又は同項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあ

用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社の子会社（長期信用銀行又は法第十六条の四第一項第一号若しくは第六号に掲げる会社に限り、当該長期信用銀行及びその特定子銀行（当該長期信用銀行の子会社のうち、法第十三条の二第一項第一号、第二号又は第七号に掲げる会社をいう。次号及び第四号において同じ。）を除く。）をいう。第四号において同じ。）

二〇四（略）

41  
81（略）

9| 法第十三条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行、その子会社又は第三項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第十三条の二第一項第三号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）、同項第四号に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）、又は同項第八号に規定する有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）及び同項第六号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）、又は同項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあ

つては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第五号、第五号の二、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下この条において同じ。）

二（略）

三 信託専門会社又は法第十三条の二第一項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第三号から第五号の二まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第十三条の二第一項第二号の二、第十一号又は第十二号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五（七）（略）

11 法第十三条の二第三項の規定は、第七項及び第八項に規定する議決権について準用する。

つては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第五号、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下この条において同じ。）

二（略）

三 信託専門会社又は法第十三条の二第一項第十号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号から第五号まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第十三条の二第一項第十一号及び第十二号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五（七）（略）

10 法第十三条の二第三項の規定は、第六項及び第七項に規定する議決権について準用する。

(会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権)

第四条の四 法第十三条の二第三項(法第十六条の二第二項及び第十六条の二の二第五項並びに銀行法第三条の二第二項、第十六条の三第八項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第八項及び第五十三条第四項並びに令第六条第一項において準用する銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号。以下「銀行法施行令」という。))第四条第二項並びに前条第十一項、第四条の七第五項、第五条の二の六第六項、第五条の六第九項、第五条の九第五項、第十六条の二第三項、第二十五条の四第三項、第二十五条の十第三項、第二十五条の十の二第三項、第二十五条の十一第三項並びに第二十六条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分(以下「株式等」という。)に係る議決権とする。

一 四 (略)

2 4 (略)

(長期信用銀行の子会社の範囲等)

第四条の五 (略)

2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 長期信用銀行、銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働

(会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権)

第四条の四 法第十三条の二第三項(法第十六条の二第二項及び第十六条の二の二第五項並びに銀行法第三条の二第二項、第十六条の三第八項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第八項及び第五十三条第四項並びに令第六条第一項において準用する銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号。以下「銀行法施行令」という。))第四条第二項並びに前条第十項、第四条の七第五項、第五条の二の六第六項、第五条の六第九項、第五条の九第五項、第十六条の二第三項、第二十五条の四第三項、第二十五条の十第三項、第二十五条の十の二第三項、第二十五条の十一第三項並びに第二十六条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分(以下「株式等」という。)に係る議決権とする。

一 四 (略)

2 4 (略)

(長期信用銀行の子会社の範囲等)

第四条の五 (略)

2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 長期信用銀行、銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働

金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（第一号の五に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（第一号の五に掲げる業務を除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（第一号の五に掲げる業務を除く。）又は農林中央金庫の業務（第一号の五に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の三 （略）

一の四 資金移動業者が営む資金移動業の代理又は媒介

一の五 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

一の六〇八 （略）

九 資金決済に関する法律第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの手段を販売する業務

金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（第一号の四に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（第一号の四に掲げる業務を除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（第一号の四に掲げる業務を除く。）又は農林中央金庫の業務（第一号の四に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の三 （略）

一の四 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

一の五 削除

一の六〇八 （略）

九 前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）第二条第四項に規定する自家発行型前払式証券を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者発行型前払式証券を発行する業務又はこれらの証券を販売する業務

十 削除

十一 三十九 (略)

3 9 (略)

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五条の六 法第十六条の四第一項第十号及び第六項に規定する主として長期信用銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団及び次に掲げる者

イ 第四条の三第四項第四号に掲げる者

十一 特定の販売業者又は役務提供事業者(以下この号において「販売業者等」という。)から商品若しくは権利を購入し、又は役務の提供を受けることができる金額(金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号において同じ。)又は数量の情報を、これを利用して商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下この号において「利用者」という。)から当該金額又は数量に応ずる対価を得て、電気通信回線に接続している自らの使用に係る電子計算機に記録し、又は当該利用者の使用に係る電子計算機に送信し、当該利用者が当該販売業者等から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けた場合に、これに應ずる金銭を当該販売業者等に交付する業務

十一 三十九 (略)

3 9 (略)

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五条の六 法第十六条の四第一項第十号及び第六項に規定する主として長期信用銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団及び次に掲げる者

イ 第四条の三第三項第四号に掲げる者

ロ・ハ (略)

2・3 (略)

4 法第十六条の四第一項第十一号及び銀行法第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社は、第四条の三第六項に規定する株式会社とする。

5〜7 (略)

8 法第十六条の四第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第十六条の四第一項第七号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）及び信託専門会社又は同項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第五号、第五号の二、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下この条において同じ。）

ロ・ハ (略)

2・3 (略)

4 法第十六条の四第一項第十一号及び銀行法第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社は、第四条の三五項に規定する株式会社とする。

5〜7 (略)

8 法第十六条の四第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第十六条の四第一項第七号に規定する有価証券関連業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）及び信託専門会社又は同項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第五号、第七号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下この条において同じ。）

二 (略)

三 信託専門会社又は法第十六条の四第一項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第三号から第五号の二まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第十六条の四第一項第一号の二、第十号及び第十一号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五〇七 (略)

9 (略)

（銀行法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由）  
第十六条 銀行法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〇八 (略)

九 第四条の三第八項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決

二 (略)

三 信託専門会社又は法第十六条の四第一項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号から第五号まで及び第七号から第九号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第十六条の四第一項第十号及び第十一号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五〇七 (略)

9 (略)

（銀行法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由）  
第十六条 銀行法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〇八 (略)

九 第四条の三第七項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決

権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十・十一 (略)

2・3 (略)

(特定子会社)

第二十五条の六 銀行法第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定めるものは、第四条の三第六項に掲げる業務を専ら営む会社とする。

権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十・十一 (略)

2・3 (略)

(特定子会社)

第二十五条の六 銀行法第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定めるものは、第四条の三第五項に掲げる業務を専ら営む会社とする。



三 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改正案	現行
<p>（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第十八条 法第三十二条第七項（法第五十四条の二十二第八項（法第五十四条の二十四第三項において準用する場合を含む。）、令第十条第三項、第六十六条第五項、第六十八条第三項、第七十条第九項及び第一百条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、金庫又はその子会社が保有する議決権に含めないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第六項に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第二百十条並びに第三百三十三条を除き、以下同じ。）とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（金庫の子会社の範囲等）</p> <p>第六十四条 法第五十四条の二十一第一項第一号及び第八項に規定する主として信用金庫その他これに類する者として内閣府令で定めるもの並びに第五十四条の二十三第一項第十号及び第六項に規定する主として信用金庫連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p>	<p>（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第十八条 法第三十二条第七項（法第五十四条の二十二第八項（法第五十四条の二十四第三項において準用する場合を含む。）、令第十条第三項、第六十六条第五項、第六十八条第三項、第七十条第八項及び第一百条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、金庫又はその子会社が保有する議決権に含めないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第六項に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第二百十条並びに第三百三十三条を除き、以下同じ。）とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（金庫の子会社の範囲等）</p> <p>第六十四条 法第五十四条の二十一第一項第一号及び第八項に規定する主として信用金庫その他これに類する者として内閣府令で定めるもの並びに第五十四条の二十三第一項第十号及び第六項に規定する主として信用金庫連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p>

一 当該金庫の金庫集団（当該金庫及びその子会社の集団（信用金庫連合会にあつては、当該信用金庫連合会の特定子銀行（当該信用金庫連合会の子会社のうち、法第五十四条の二十三第一項第一号、第一号の二及び第六号に掲げる会社をいう。次項において同じ。）及び当該信用金庫連合会の特定子銀行以外の子会社の集団を含む。）をいう。次号において同じ。）

二（略）

2 前項第二号に規定する「信用金庫等」、「信用金庫等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一・二（略）

三 銀行等持株会社集団 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の二第四項第三号に規定する銀行持株会社集団  
又は同条第五項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団

3・4（略）

5 法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一 金庫の業務（第一号の五に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の二 銀行又は信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（第一号の五に掲げる業

一 当該金庫の金庫集団（当該金庫及びその子会社の集団（信用金庫連合会にあつては、当該信用金庫連合会の特定子銀行（当該信用金庫連合会の子会社のうち、法第五十四条の二十三第一項第一号及び第六号に掲げる会社をいう。次項において同じ。）及び当該信用金庫連合会の特定子銀行以外の子会社の集団を含む。）をいう。次号において同じ。）

二（略）

2 前項第二号に規定する「信用金庫等」、「信用金庫等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一・二（略）

三 銀行等持株会社集団 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の二第三項第三号に規定する銀行持株会社集団  
又は同条第四項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団

3・4（略）

5 法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一 金庫の業務（第一号の四に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の二 銀行又は信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（第一号の四に掲げる業

務を除く。)の代理又は媒介

一 の三 (略)

一 の四 資金移動業者(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。)が営む資金移動業(同条第二項に規定する資金移動業をいう。)の代理又は媒介

一 の五 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十号)第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)第三条第一項第二号に掲げるものを除く。)

一 の六 八 (略)

九 資金決済に関する法律第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの手段を販売する業務

十 削除

務を除く。)の代理又は媒介

一 の三 (略)

一 の四 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十号)第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)第三条第一項第二号に掲げるものを除く。)

一 の五 削除

一 の六 八 (略)

九 前払式証券の規制等に関する法律(平成元年法律第九十二号)第二条第四項に規定する自家発行型前払式証券を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者発行型前払式証券を発行する業務又はこれらの証券を販売する業務

十 特定の販売業者又は役務提供事業者(以下この号において「販売業者等」という。)から商品若しくは権利を購入し、又は役務の提供を受けることができる金額(金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号において同じ。)又は数量の情報を、これを利用して商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けよう

十一～三十九 (略)

6～13 (略)

(法第五十四条の二十二第一項等の規定が適用されないこととなる事由)

第六十七条 法第五十四条の二十二第二項(法第五十四条の二十四第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～八 (略)

九 第七十条第六項の規定による新規事業分野開拓会社等(同項に規定する「新規事業分野開拓会社等」をいう。)の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十・十一 (略)

2・3 (略)

とする者(以下この号において「利用者」という。)から当該金額又は数量に応ずる対価を得て、電気通信回線に接続している自らの使用に係る電子計算機に記録し、又は当該利用者の使用に係る電子計算機に送信し、当該利用者が当該販売業者等から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けた場合に、これに応ずる金銭を当該販売業者等に交付する業務

十一～三十九 (略)

6～13 (略)

(法第五十四条の二十二第一項等の規定が適用されないこととなる事由)

第六十七条 法第五十四条の二十二第二項(法第五十四条の二十四第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～八 (略)

九 第七十条第五項の規定による新規事業分野開拓会社等(同項に規定する「新規事業分野開拓会社等」をいう。)の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十・十一 (略)

2・3 (略)

(専門子会社の業務等)

第七十条 法第五十四条の二十三第一項第一号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 第六十四条第四項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として信用金庫連合会、その子会社又は同条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの
- 二 第六十四条第五項各号に掲げる業務。ただし、同項第十九号から第二十三号までに掲げる業務については証券子会社等(法第五十四条の二十三第二項第六号に規定する証券子会社等をいう。)  
を有する場合に限り、第六十四条第五項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等(法第五十四条の二十三第二項第七号に規定する保険子会社等をいう。次項第三号及び第三項第五号において同じ。)を有する場合に限り、第六十四条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

2| 法第五十四条の二十三第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十条第六項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十条第六項第一号

(証券専門会社等の業務等)

第七十条 (新設)

1| 法第五十四条の二十三第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十条第六項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十条第六項第一号

及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。  
（）のほか、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三 第六十四条第五項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等を有する場合に限り、同項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る。

3| 法第五十四条の二十三第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一〜四（略）

五 第六十四条第五項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等を有する場合に限り、同項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る。

4| 5| 7|  
（略）

8| 法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（

及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。  
（）のほか、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三 第六十四条第五項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十四条の二十三第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第六十四条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る。

2| 法第五十四条の二十三第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一〜四（略）

五 第六十四条第五項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十四条の二十三第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第六十四条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る。

3| 5| 6|  
（略）

7| 法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（

信用金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第六十四条第四項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として金庫、その子会社又は第六十四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第五十四条の二十一第一項第一号若しくは第二号又は第五十四条の二十三第一項第一号の二、第十号若しくは第十一号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四条の二十三第一項第一号、第四号、第四号の二、第六号及び第八号に規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。）

二・三（略）

四 信託専門会社又は法第五十四条の二十三第一項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四条の二十三第一項第一号、第二号から第四号の二まで及び第六号から第八号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

信用金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第六十四条第四項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として金庫、その子会社又は第六十四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第五十四条の二十一第一項第一号及び第二号又は第五十四条の二十三第一項第十号及び第十一号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四条の二十三第一項第一号、第四号、第六号及び第八号を規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。）

二・三（略）

四 信託専門会社又は法第五十四条の二十三第一項第九号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四条の二十三第一項第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

五〇七 (略)

9| 法第三十二条第七項の規定は、第五項及び第六項に規定する議決権について準用する。

五〇七 (略)

8| 法第三十二条第七項の規定は、第四項及び第五項に規定する議決権について準用する。



四 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第三条 法第四条第二項（法第四条の三第八項（法第四条の五第三項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条第三項、第六条第五項、第八条第三項、第十条第九項及び第百十一条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、信用協同組合等又はその子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第五十七条並びに第七十条を除き、以下同じ。）とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（信用協同組合等の子会社の範囲等）</p> <p>第四条 法第四条の二第一項第一号及び第八項に規定する主として信用協同組合その他これに類する者として内閣府令で定めるもの並びに第四条の四第一項第六号及び第六項に規定する主として信用協同</p>	<p>（信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第三条 法第四条第二項（法第四条の三第八項（法第四条の五第三項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条第三項、第六条第五項、第八条第三項、第十条第八項及び第百十一条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、信用協同組合等又はその子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第五十七条並びに第七十条を除き、以下同じ。）とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（信用協同組合等の子会社の範囲等）</p> <p>第四条 法第四条の二第一項第一号及び第八項に規定する主として信用協同組合その他これに類する者として内閣府令で定めるもの並びに第四条の四第一項第六号及び第六項に規定する主として信用協同</p>

組合連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該信用協同組合等の信用協同組合集団（当該信用協同組合等及びその子会社の集団（信用協同組合連合会にあっては、当該信用協同組合連合会の特定子銀行（当該信用協同組合連合会の子会社のうち、法第四条の四第一項第一号及び第一号の二に掲げる会社をいう。次項において同じ。）及び当該信用協同組合連合会の特定子銀行以外の子会社の集団を含む。）をいう。次号において同じ。）

二 (略)

- 2 前項第二号に規定する「信組等」、「信組等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一・二 (略)

- 三 銀行等持株会社集団 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の二第四項第三号に規定する銀行持株会社集団又は同条第五項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団

3・4 (略)

- 5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあっては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

- 一 信用協同組合等の業務（第一号の五に掲げる業務を除く。）の

組合連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該信用協同組合等の信用協同組合集団（当該信用協同組合等及びその子会社の集団（信用協同組合連合会にあっては、当該信用協同組合連合会の特定子銀行（当該信用協同組合連合会の子会社のうち、法第四条の四第一項第一号に掲げる会社をいう。次項において同じ。）及び当該信用協同組合連合会の特定子銀行以外の子会社の集団を含む。）をいう。次号において同じ。）

二 (略)

- 2 前項第二号に規定する「信組等」、「信組等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一・二 (略)

- 三 銀行等持株会社集団 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の二第三項第三号に規定する銀行持株会社集団又は同条第四項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団

3・4 (略)

- 5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあっては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

- 一 信用協同組合等の業務（第一号の四に掲げる業務を除く。）の

代理又は媒介

一の二 銀行又は信用金庫若しくは労働金庫（これらの法人をもって組織する連合会を含む。）の業務（第一号の五に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の三 （略）

一の四 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。）が営む資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）の代理又は媒介

一の五 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十号）第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

一の六〇八 （略）

九 資金決済に関する法律第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの手段を販売する業務

十 削除

代理又は媒介

一の二 銀行又は信用金庫若しくは労働金庫（これらの法人をもって組織する連合会を含む。）の業務（第一号の四に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の三 （略）

一の四 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十号）第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

一の五 削除

一の六〇八 （略）

九 前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）第二条第四項に規定する自家発行型前払式証券を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者発行型前払式証券を発行する業務又はこれらの証券を販売する業務

十 特定の販売業者又は役務提供事業者（以下この号において「販売業者等」という。）から商品若しくは権利を購入し、又は役務の提供を受けることができる金額（金額を度その他の単位により

十一～三十九 (略)

6～13 (略)

(法第四条の三第一項等の規定が適用されないこととなる事由)

第七条 法第四条の三第二項（法第四条の五第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～八 (略)

九 第十条第六項の規定による新規事業分野開拓会社等（同項に規定する「新規事業分野開拓会社等」をいう。）の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十・十一 (略)

換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号において同じ。）又は数量の情報を、これを利用して商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者（以下この号において「利用者」という。）から当該金額又は数量に応ずる対価を得て、電気通信回線に接続している自らの使用に係る電子計算機に記録し、又は当該利用者の使用に係る電子計算機に送信し、当該利用者が当該販売業者等から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けた場合に、これに充当する金銭を当該販売業者等に交付する業務

十一～三十九 (略)

6～13 (略)

(法第四条の三第一項等の規定が適用されないこととなる事由)

第七条 法第四条の三第二項（法第四条の五第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～八 (略)

九 第十条第五項の規定による新規事業分野開拓会社等（同項に規定する「新規事業分野開拓会社等」をいう。）の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十・十一 (略)

2・3 (略)

(専門子会社の業務等)

第十条 法第四条の四第一項第一号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 第四条第四項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として信用協同組合連合会、その子会社又は同条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

二 第四条第五項各号に掲げる業務。ただし、同項第十九号から第二十三号までに掲げる業務については証券子会社等(法第四条の四第二項第六号に規定する証券子会社等をいう。)を有する場合に限り、第四条第五項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等(法第四条の四第二項第七号に規定する保険子会社等をいう。次項第三号及び第三項第五号において同じ。)を有する場合に限り、第四条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

2 | 法第四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第九号)第一条の二第七項第一号及

2・3 (略)

(証券専門会社等の業務等)

第十条 (新設)

1 | 法第四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第九号)第一条の二第七項第一号及

び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一条の二第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三 第四条第五項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等を有する場合に限り、同項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

3| 法第四条の四第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一〜四（略）

五 第四条第五項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等を有する場合に限り、同項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社

び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一条の二第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三 第四条第五項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第四条の四第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第四条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

2| 法第四条の四第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一〜四（略）

五 第四条第五項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第四条の四第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第四条第五項第三十五号から

社等を有する場合に限る。

4 | 7 | (略)

8 | 法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第四条第四項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として信用協同組合等が行う事業、その子会社又は第四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第四条の二第一項第一号若しくは第二号又は第四条の四第一項第一号の二、第六号若しくは第七号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第四条の四第一項第一号、第四号及び第四号の二に規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。）

二 (略)

三 証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条第四項各号及び第五項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社と

第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

3 | 6 | (略)

7 | 法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第四条第四項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として信用協同組合等が行う事業、その子会社又は第四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第四条の二第一項第一号及び第二号又は第四条の四第一項第六号及び第七号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第四条の四第一項第一号及び第四号に規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。）

二 (略)

三 証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条第四項各号及び第五項各号（第二十四号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社と

して法第四条の四第一項第一号及び第四号から第五号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 信託専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第四条の四第一項第一号及び第二号から第四号の二までに規定する会社を有しない場合に限る。）

五〇七 （略）

9| 法第四条第二項の規定は、第五項及び第六項に規定する議決権について準用する。

して法第四条の四第一項第一号、第四号及び第五号に規定する会社を有しない場合に限る。）

四 信託専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第四条の四第一項第一号から第四号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

五〇七 （略）

8| 法第四条第二項の規定は、第四項及び第五項に規定する議決権について準用する。



五 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）            第一条の三 法第二条第十五項（法第二条の二第二項、第二百七条第八項、第二百二十七条第二項、第二百七十一条の三第二項、第二百七十一条の四第五項、第二百七十一条の五第四項、第二百七十一条の三十二第三項、第二百七十二條の二十一第二項、第二百七十二條の三十一第五項、第二百七十二條の三十二第三項、第二百七十二條の三十三第二項、第二百七十二條の三十四第二項及び第二百七十二條の四十二第三項並びに第四十八條の二第二項、第五十六條第十項、第五十八條第五項、第五十八條の三第三項、第八十五條第二項、第九十四條第四項、第二百五條第三項、第二百五條の六第三項、第一百八條第三項及び第二百十條の七第十項）において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次の株式又は持分に係る議決権とする。</p> <p>一～四 （略）            2～4 （略）</p> <p>（業務の代理又は事務の代行）            第五十一条 法第九十八條第一項第一号に規定する内閣府令で定める</p>	<p>（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）            第一条の三 法第二条第十五項（法第二条の二第二項、第二百七条第八項、第二百二十七条第二項、第二百七十一条の三第二項、第二百七十一条の四第五項、第二百七十一条の五第四項、第二百七十一条の三十二第三項、第二百七十二條の二十一第二項、第二百七十二條の三十一第五項、第二百七十二條の三十二第三項、第二百七十二條の三十三第二項、第二百七十二條の三十四第二項及び第二百七十二條の四十二第三項並びに第四十八條の二第二項、第五十六條第八項、第五十八條第五項、第五十八條の三第三項、第八十五條第二項、第九十四條第四項、第二百五條第三項、第二百五條の六第三項、第一百八條第三項及び第二百十條の七第九項）において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次の株式又は持分に係る議決権とする。</p> <p>一～四 （略）            2～4 （略）</p> <p>（業務の代理又は事務の代行）            第五十一条 法第九十八條第一項第一号に規定する内閣府令で定める</p>

業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

三の二 資金移動業者(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第三項(定義)に規定する資金移動業者をいう。第五十六条の二第二項第三十四号の二の二において同じ。)が営む資金移動業(同法第二条第二項に規定する資金移動業をいう。同号において同じ。)の代理又は当該資金移動業に係る事務の代行

四 他の保険会社(外国保険業者を含む。)その他金融業を行う者の資金の貸付けの代理又は資金の貸付けに係る事務の代行(第三号に該当するものを除く。)

五～七 (略)

(専門子会社の業務等)

第五十六条 法第百六条第一項第四号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 次条第一項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第四項第一号の二から第四号までに掲げる者の行う業務のために営むもの

二 次条第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務については銀行子会社等(法第百六条第二項第六号に規定する銀行子会社等をいう。次条第三号及び第三項第五号において同じ。)を有する場合に限り、次条第二項第

業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

(新設)

四 他の保険会社(外国保険業者を含む。)その他金融業を行う者の資金の貸付けの代理又は資金の貸付けに係る事務の代行(前号に該当するものを除く。)

五～七 (略)

(証券専門会社等の業務等)

第五十六条 (新設)

三十六号から第四十号までに掲げる業務については証券子会社等  
(法第六十六条第二項第七号に規定する証券子会社等をいう。)を  
有する場合に限り、次条第二項第四十一号から第四十五号までに  
掲げる業務については信託子会社等(法第六十六条第二項第八号に  
規定する信託子会社等をいう。以下同じ。)を有する場合に限る  
<sup>9)</sup>

2| 法第六十六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める業務は、金  
融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号  
(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲)に  
掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲  
げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十二条の第三  
項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。)に掲げる  
もの並びに商品取引所法第二条第十六項(定義)に規定する商品市  
場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三  
十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十二条の第三  
項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。)に掲げるも  
のに限る。)のほか、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次条第一項各号(第二十三号を除く。)に掲げる業務であつて  
、金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社  
又は第四項第一号の二から第四号までに掲げる者の行う業務のた  
めに営むもの

三 次条第二項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当する

1| 法第六十六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める業務は、金

融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号  
(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲)に  
掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲  
げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十二条の第三  
項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。)に掲げる  
もの並びに商品取引所法第二条第十六項(定義)に規定する商品市  
場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三  
十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十二条の第三  
項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。)に掲げるも  
のに限る。)のほか、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次条第一項各号(第二十三号を除く。)に掲げる業務であつて  
、金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社  
又は第三項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

三 次条第二項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当する

ものを除く。)。ただし、同項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務については銀行子会社等を有する場合に限り、同項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

3| 法第六十六条第一項第六号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一〇四 (略)

五 次条第二項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除く。)。ただし、同項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務については銀行子会社等を有する場合に限り、同項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

4| 8| (略)

9| 法第六十六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第四項第一号の二から第四号までに掲げる者の行う業務のために営むものでなければなら

ものを除く。)。ただし、同項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務については、法第六十六条第二項第六号に規定する銀行子会社等を有する場合に限り、次条第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務については法第六十六条第二項第八号に規定する信託子会社等(以下「信託子会社等」という。)を有する場合に限る。

2| 法第六十六条第一項第六号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一〇四 (略)

五 次条第二項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除く。)。ただし、同項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務については、法第六十六条第二項第六号に規定する銀行子会社等を有する場合に限り、次条第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

3| 7| (略)

8| 法第六十六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第三項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

らない。

一 法第百六条第一項第五号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）、同項第六号に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）又は同項第十号に規定する有価証券関連業を行う外国の会社に該当するものを除く。）及び同項第七号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）又は同項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社（保険業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三及び第三十五号を除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第八号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下この条において同じ。）

二 (略)

三 信託専門会社又は法第百六条第一項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三から第四十号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第五号、第六号及び第八号から第十号までに規定

一 法第百六条第一項第五号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）、同項第六号に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）又は同項第十号に規定する有価証券関連業を行う外国の会社に該当するものを除く。）及び同項第七号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）又は同項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三及び第三十五号を除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第八号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下この条において同じ。）

二 (略)

三 信託専門会社又は法第百六条第一項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三から第四十号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに規定する会社を有しな

する会社を有しない場合に限る。)

四 法第百六条第一項第四号の二、第十二号又は第十三号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第三十四号の三から第四十五号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

五 法第百六条第二項第六号ハに規定する当該保険会社の子会社である銀行又は長期信用銀行の子会社のうち次条第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第三十六号から第四十五号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

六 法第百六条第二項第七号ハに規定する当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち次条第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第三十四号の三、第三十五号及び第四十一号から第四十五号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

七 法第百六条第二項第八号ニに規定する当該保険会社の子会社である信託兼営銀行(同号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。)又は信託専門会社の子会社のうち次条第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各

い場合に限る。)

四 法第百六条第一項第十二号及び第十三号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第三十四号の三から第四十五号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

五 法第百六条第二項第六号ハに規定する当該保険会社の子会社である銀行又は長期信用銀行の子会社のうち次条第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第三十六号から第四十五号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

六 法第百六条第二項第七号ハに規定する当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち次条第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第三十四号の三、第三十五号及び第四十一号から第四十五号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

七 法第百六条第二項第八号ニに規定する当該保険会社の子会社である信託兼営銀行(同号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。)又は信託専門会社の子会社のうち次条第九項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各

号(第三十六号から第四十号まで(当該持株会社が信託兼営銀行の子会社でない場合には第三十四号の三から第四十号まで)を除く。)に掲げる業務を営むもの

10 法第二条第十五項の規定は、第六項及び第七項に規定する議決権について準用する。

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二 (略)

2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 一十二 (略)

十三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。)であつて業として行うもの(第三十四号、第三十四号の二及び第三十四号の三に該当するものを除く。)

十三の二 一十二 (略)

二十二 資金決済に関する法律第三条第四項(定義)に規定する自

家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの前払式支払手段を販売する業務

二十二の二 削除

号(第三十六号から第四十号まで(当該持株会社が信託兼営銀行の子会社でない場合には第三十四号の三から第四十号まで)を除く。)に掲げる業務を営むもの

9 法第二条第十五項の規定は、第五項及び第六項に規定する議決権について準用する。

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二 (略)

2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 一十二 (略)

十三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。)であつて業として行うもの(第三十四号から第三十四号の三までに該当するものを除く。)

十三の二 一十二 (略)

二十二 前払式証券の規制等に関する法律(平成元年法律第九十二

号)第二条第四項(定義)に規定する自家発行型前払式証券を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者発行型前払式証券を発行する業務又はこれらの証券を販売する業務

二十二の二 特定の販売業者又は役務提供者(以下この号において「販売業者等」という。)から商品若しくは権利を購入し、

二十三～三十四 (略)

三十四の二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項(事業)に規定する信用事業(第四十号に該当するものを除く。)、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第十一条の四第二項(信用事業規程)に規定する信用事業(同号に該当するものを除く。)又は農林中央金庫の業務(同号に該当するものを除く。)の代理又は媒介

三十四の二の二 資金移動業者が営む資金移動業の代理又は媒介

三十四の三～四十七 (略)

3 法第百六条第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

又は役務の提供を受けることができる金額(金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号において同じ。)又は数量の情報を、これを利用して商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下この号において「利用者」という。)から当該金額又は数量に應ずる対価を得て、電気通信回線に接続している自らの使用に係る電子計算機に記録し、又は当該利用者の使用に係る電子計算機に送信し、当該利用者が当該販売業者等から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けた場合に、これに應ずる金銭を当該販売業者等に交付する業務

二十三～三十四 (略)

三十四の二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項(事業)に規定する信用事業(第四十号に該当するものを除く。)、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第十一条の四第二項(信用事業規程)に規定する信用事業(第四十一号に該当するものを除く。)又は農林中央金庫の業務(第四十一号に該当するものを除く。)の代理又は媒介

(新設)

三十四の三～四十七 (略)

3 法第百六条第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。



一 前項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務

二 (略)

三 前項第四十七号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

4～8 (略)

9 法第百六条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第二項第一号から第三十四号の二の二までに掲げる業務

二・三 (略)

10 (略)

(子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請等)

第五十八条 保険会社は、子会社対象保険会社等(法第百六条第四項に規定する子会社対象保険会社等をいう。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

い。

一～四 (略)

五 当該認可に係る子会社対象保険会社等を子会社とすることにより、当該保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数(法第百七条第一項に規定する基準議決権数

一 第二項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務

二 (略)

三 第二項第四十七号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

4～8 (略)

9 法第百六条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第二項第一号から第三十四号の二の二までに掲げる業務

二・三 (略)

10 (略)

(子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請等)

第五十八条 保険会社は、子会社対象保険会社等(法第百六条第四項に規定する子会社対象保険会社等をいう。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

い。

一～四 (略)

五 当該認可に係る子会社対象保険会社等を子会社とすることにより、当該保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数(法第百七条第一項に規定する基準議決権数

をいう。次条及び第五十八条の三において同じ。)を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 (略)

2・5 (略)

(法第七十七条第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第五十八条の二 法第七十七条第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〇八 (略)

九 第五十六条第七項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十・十一 (略)

2・3 (略)

(届出事項等)

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇六 (略)

七 保険会社又はその子会社が、第五十八条の二第一項各号に掲げる事由により、国内の会社(法第七十七条第一項に規定する国内の

をいう。次条第十号及び第五十八条の三において同じ。)を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 (略)

2・5 (略)

(法第七十七条第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第五十八条の二 法第七十七条第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〇八 (略)

九 第五十六条第六項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十・十一 (略)

2・3 (略)

(届出事項等)

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇六 (略)

七 保険会社又はその子会社が、第五十八条の二第一項各号に掲げる事由により、国内の会社(法第七十七条第一項に規定する国内の会社

会社をいう。第八号において同じ。)の議決権を合算してその基準議決権数(同項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。)を超えて取得し、又は保有した場合

七の二〇七七 (略)

二〇六 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十条の七 (略)

2 法第二百七十一条の二十二第二項第十二号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一〇五 (略)

六 他の事業者の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務(第九号に該当するものを除く。)

七〇二六 (略)

3 (略)

4 法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、第五十六条第五項に規定する株式会社とする。

五〇八 (略)

9 法第二百七十一条の二十二第二項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第五十六条の二第二項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなけれ

をいう。第八号において同じ。)の議決権を合算してその基準議決権数(同項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。)を超えて取得し、又は保有した場合

七の二〇七七 (略)

二〇六 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十条の七 (略)

2 法第二百七十一条の二十二第一項第十二号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一〇五 (略)

六 他の事業者の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務(第十号に該当するものを除く。)

七〇二六 (略)

3 (略)

4 法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、第五十六条第四項に規定する株式会社とする。

五〇八 (略)

9 法第二百七十一条の二十二第二項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第五十六条の二第二項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなけれ

ばならない。

一・二 (略)

三 信託専門会社又は法第二百七十一条の二十二第一項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三から第四十号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第六条第一項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第二百七十一条の二十二第一項第四号の二、第十二号又は第十三号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五・六 (略)

七 法第六十二条第二項第八号ニに規定する当該保険会社の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち第五十六条の二第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十六号から第四十号まで（当該持株会社が信託兼営銀行の子会社でない場合には第三十四号の三から第四十号まで）を除く。）に掲げる業務を営むもの

ばならない。

一・二 (略)

三 信託専門会社又は法第二百七十一条の二十二第一項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十四号から第四十号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第六条第一項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第二百七十一条の二十二第一項第十二号及び第十三号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十四号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五・六 (略)

七 法第六十二条第二項第八号ニに規定する当該保険会社の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち第五十六条の二第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十六号から第四十号まで（当該持株会社が信託兼営銀行の子会社でない場合には第三十四号から第四十号まで）を除く。）に掲げる業務を営むもの

<p>10 (略)</p> <p>(少額短期保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)</p> <p>第二百十一条の八十二 法第二百七十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 事業年度の末日において、当該少額短期保険持株会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該少額短期保険持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象(以下この号において「重要事象等」という。)が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>10 (略)</p> <p>(少額短期保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)</p> <p>第二百十一条の八十二 法第二百七十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2～4 (略)</p>
--	---

六 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）

改正案	現行
<p>（犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券の様式）            第二条 金融商品取引法第二百十四条（犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十九条において準用する場合を含む。）の規定により委員会の職員（金融商品取引法第二百二十四条第二項（犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十九条において準用する場合を含む。）の規定により委員会の職員とみなされる財務局又は財務支局の職員を含む。）が犯則事件の調査をするときに携帯すべきその身分を示す証券は、別紙様式第二による。</p>	<p>（犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券の様式）            第二条 金融商品取引法第二百十四条（犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十八条において準用する場合を含む。）の規定により委員会の職員（金融商品取引法第二百二十四条第二項（犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十八条において準用する場合を含む。）の規定により委員会の職員とみなされる財務局又は財務支局の職員を含む。）が犯則事件の調査をするときに携帯すべきその身分を示す証券は、別紙様式第二による。</p>

七 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）

改正案

現行

<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七條の三十第一項、第二十七條の三十五、第八十五條の五並びに第八十七條第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四條の七第二項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十五条第三項（同法第四十三条第三項及び第四十六条第三項、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条第三項及び第十七条、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項並びに協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条第一項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項において適用する第二十五条第三項、第五</p>	<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七條の三十第一項、第二十七條の三十五、第八十五條の五並びに第八十七條第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四條の七第二項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十五条第三項（同法第四十三条第三項及び第四十六条第三項、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条第三項及び第十七条、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項並びに協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条第一項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項において適用する第二十五条第三項、第五</p>
--	--





律第百八十一号)第六十九条の五及び資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第百一条第一項において準用する場合を含む。)

一の二〇八 (略)

九| 資金決済に関する法律第百二条第一項

十〇三十三 (略)

二〇四 (略)

。法律第百八十一号)第六十九条の五において準用する場合を含む。)

一の二〇八 (略)

九| 前払式証票の規制等に関する法律(平成元年法律第九十二号)第十八条第二項

十〇三十三 (略)

二〇四 (略)

八 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正案	現行
<p>（法第二章の規定が適用されない信託の受益権）</p> <p>第一条の四 令第二条の十第一項第一号りに規定する内閣府令で定める信託の受益権は、次に掲げる信託の受益権とする。</p> <p>一 法第四十三条の三第一項の規定により金銭その他の保証金を金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四百十三条第一項第一号に定める金銭信託により管理する場合における当該金銭信託に係る信託の受益権</p> <p>二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第十六条に規定する発行保証金信託契約及び同法第四十五条に規定する履行保証金信託契約に係る信託の受益権</p>	<p>（法第二章の規定が適用されない信託の受益権）</p> <p>第一条の四 令第二条の十第一項第一号りに規定する内閣府令で定める信託の受益権は、法第四十三条の三第一項の規定により金銭その他の保証金を金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四百十三条第一項第一号に定める金銭信託により管理する場合における当該金銭信託に係る信託の受益権とする。</p>

九 内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）

改正案	現行
<p>別表（第一条関係） 一〇二十三（略）</p> <p>二十四 前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第 号）</p> <p>二十四の二 資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第 号）</p> <p>二十四の三 資金清算機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第 号）</p> <p>二十四の四 認定資金決済事業者協会に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第 号）</p> <p>二十四の五 資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第 号）</p> <p>二十五 資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第 号）</p> <p>二十六〇五十九（略）</p>	<p>別表（第一条関係） 一〇二十三（略）</p> <p>二十四 前払式証券の規制等に関する法律施行規則（平成二年大蔵省令第三十三号）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>二十五 前払式証券の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第百九十三号）</p> <p>二十六〇五十九（略）</p>

十 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）

		改 正 案					
別表第一（第三条関係）		(略)	(削る)	(削る)	(略)		
別表第二（第四条関係）		(略)	(略)	(削る)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(削る)	(略)		
		現 行					
別表第一（第三条関係）		(略)	(略)	(削る)	(略)		
別表第二（第四条関係）		(新設)	(略)	(削る)	(略)		
(略)	(略)	(新設)	(略)	(削る)	(略)		

資金決済に関する法律	(略)	(削る)
第二十二條、第五十二條、第七十八條	(略)	(削る)

別表第三（第五条関係）

資金決済に関する法律	(略)	(削る)	(略)
第二十二條、第五十二條、第七十八條	(略)	(削る)	(略)

別表第四（第八条関係）

前払式証券の規制等に関する法律	(略)	(新設)
第十六條	(略)	(新設)

別表第三（第五条関係）

前払式証券の規制等に関する法律	(略)	(新設)	(略)
第十六條	(略)	(新設)	(略)

別表第四（第八条関係）

資金決済に関する法律	(略)
第八十九条第一項	(略)
(新設)	(略)
(新設)	(略)

十一 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案	現行
<p>（届出業務）</p> <p>第六十八条 法第三十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一〇二十二（略）</p> <p>二十三 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二十条第二項に規定する資金移動業</p> <p>二十四 法第三十五条第二項第一号から第六号まで又は前各号に掲げる業務に附帯する業務</p>	<p>（届出業務）</p> <p>第六十八条 法第三十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一〇二十二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十三 法第三十五条第二項第一号から第六号まで又は前各号に掲げる業務に附帯する業務</p>

十二 金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）

改正案	現行
<p>（監督調査室等及び監督企画官等）</p> <p>第八条 総務課に、監督調査室、コングロマリット室、協同組織金融室、信用機構対応室及び金融会社室並びに監督企画官三人、主任金融情報分析官一人、金融情報分析官二人及び協同組織金融調整官一人を置く。</p> <p>2～9 （略）</p> <p>10 金融会社室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる者の監督に関すること。</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>ホ 前払式支払手段発行者</p> <p>ヘ 資金移動業を営む者</p> <p>ト 認定資金決済事業者協会</p> <p>二 （略）</p> <p>三 削る</p> <p>三 略</p> <p>11～15 （略）</p>	<p>（監督調査室等及び監督企画官等）</p> <p>第八条 総務課に、監督調査室、コングロマリット室、協同組織金融室、信用機構対応室及び金融会社室並びに監督企画官三人、主任金融情報分析官一人、金融情報分析官二人及び協同組織金融調整官一人を置く。</p> <p>2～9 （略）</p> <p>10 金融会社室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる者の監督に関すること。</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 前払式証券の規制に関すること。</p> <p>四 略</p> <p>11～15 （略）</p>